（行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第二十六条　行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙書式中「（領収日付印）」を「（領収日付等）」に改める。

（国家公務員宿舎法に基づく宿舎使用料の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第二十七条　国家公務員宿舎法に基づく宿舎使用料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別紙書式中「に当該銀行の領収印の押捺を受け、」を「を」に、「（領収年月日・領収者名及び領収日）又は（領収者名の表示のある領収日付印）」を「（領収年月日及び領収者名）」に改める。

（予算及び決算に係る情報通信の技術の利用に関する対象手続等を定める省令の一部改正）

第二十八条　予算及び決算に係る情報通信の技術の利用に関する対象手続等を定める省令（平成十五年財務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び決算」を「決算及び会計」に改める。

第一条第一項中「次の各号に掲げるもの」を「予算決算及び会計」に改め、第一号から第五号までを削り、同条に次の一項を加える。

４　第一項の規定により予算決算及び会計に関する書面等が電磁的記録で作成されている場合において、記名押印に代わる会計法第四十九条の二第二項に規定する財務大臣が定める措置又は署名等に代わる情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）又は識別符号及び暗証符号とする。

第二条第二項中「特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）」の下に「、特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）、国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）、決算調整資金に関する法律（昭和五十三年法律第四号）、貨幣回収準備資金に関する法律（平成十四年法律第四十二号）」を加える。

（貨幣回収準備資金事務取扱規則の一部改正）

第二十九条　貨幣回収準備資金事務取扱規則（平成十五年財務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「の印を押さなければならない。」を「と記載しなければならない。」に改める。

第八条第一項中「押印」を削る。

別紙第二号書式及び別紙第三号書式中「（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）」を「（領収年月日及び領収者名）」に改め、「㊞」を削る。

（民事訴訟費用等に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第三十条　民事訴訟費用等に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十五年財務省令第百六号）の一部を次のように改正する。

別紙書式中「（領収日付印）」を「（領収日付等）」に改める。

（電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令の一部改正）

第三十一条　電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式中「㊞」を削る。

別紙第二号書式中「㊞」を削り、「日付印」を「日付」に、「発行者印を」を「本人」に、「確認し」を「確認をし」に改める。

別紙第三号書式中「官職㊞」を「官職　）」に、「住所　㊞」を「住所　㊞」を「氏名　㊞」に、「氏名　㊞」を「収入印紙」に、「収入印紙」を「日付」に、「記入し印を押し」を「記入し」に、「記入し、記名して印を押し」を「記入し」に、「記名して印を押す」を「署名する」に、「記名して印を押して」を「記名して」に、「消印」を「消」に改める。

別紙第六号書式中「㊞」を削る。

別紙第七号書式中「何店　㊞）」を「何店　）」に改める。

別紙第八号書式及び別紙第九号書式中「日付印」を「日付」に改める。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法に基づく地方法人特別税の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第三十二条　地方法人特別税等に関する暫定措置法に基づく地方法人特別税の納付手続の特例に関する省令（平成二十年財務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

別紙書式中「（領収日付印）」を「（領収日付等）」に改める。

（特別調達資金の報告書及び帳簿の様式及び記入の方法に関する省令の一部改正）

第三十三条　特別調達資金の報告書及び帳簿の様式及び記入の方法に関する省令（平成二十年財務省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号書式から別表第四号書式までの書式中「㊞」を削る。

（政府担保振替国債取扱規則の一部改正）

第三十四条　政府担保振替国債取扱規則（平成二十三年財務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「押印」を削る。

別紙第二号書式中「㊞」及び「㊞」を削り、同書式備考中「契印を押す」を「記名する」に改める。

別紙第三号書式中「㊞」を削る。

別紙第四号書式中「㊞」を削る。

（東日本大震災に伴う救じゅつ又は学芸技術奨励の目的を有する寄附金等の保管出納に関する件に係る寄附金の保管金取扱規程等の臨時特例に関する省令の一部改正）

第三十五条　東日本大震災に伴う救じゅつ又は学芸技術奨励の目的を有する寄附金等の保管出納に関する件に係る寄附金の保管金取扱規程等の臨時特例に関する省令（平成二十三年財務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一号書式から第四号書式までの書式中「㊞」を削る。

（政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第三十六条　政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する情報通信の技術の利用に関する省令（平成二十六年財務省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「総務省に設置される各省各庁の利用に係る電子計算機と各省各庁の官署に設置される入出力装置」を「各省各庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）」に改める。

（金融商品取引法等に基づく課徴金等の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第三十七条　金融商品取引法等に基づく課徴金等の納付手続の特例に関する省令（平成二十八年財務省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙書式中「（領収日付印又は領収年月日、領収者名及び領収印）」を「（領収年月日及び領収者名）」に改める。

（平成二十八年熊本地震に伴う救じゅつ又は学芸技術奨励の目的を有する寄附金等の保管出納に関する件に係る寄附金の保管金取扱規程等の臨時特例に関する省令の一部改正）

第三十八条　平成二十八年熊本地震に伴う救じゅつ又は学芸技術奨励の目的を有する寄附金等の保管出納に関する件に係る寄附金の保管金取扱規程等の臨時特例に関する省令（平成二十八年財務省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一号書式から第四号書式までの書式中「㊞」を削る。